

DISCLOSURE 2025

ディスクロージャー誌
中央信用組合の現状

 中央信用組合

■ ごあいさつ

組合員を始め取引先の皆様には、日頃より格別のご愛顧お引き立てを賜り心から御礼申し上げます。

このたび当組合の現況（令和6年度第73期）を纏めましたので、当組合に対するご理解を深めていただくための資料としてご高覧賜りたいと存じます。

中央信用組合は地域の皆様のお役に立てる金融機関として、これまで以上に経営の基盤強化と健全経営に努めてまいりますので、一層のご支援とご指導のほど心からお願いいたします。

中央信用組合 理事長 富永 弘文

■ 当組合のあゆみ（沿革）

- 昭和27年 4月吉日
- 大阪市市内唯一の青果小売商団体である大阪青果物商業協同組合を主体として青果業界の発展と近代化のため、大阪市中央卸売市場の青果卸売業者を中心として設立を企画。
- 昭和27年10月27日
- 設立登記を完了。同月31日大阪府知事より事業認可を受ける。
- 昭和27年11月 5日
- 営業開始。
- 昭和53年 5月 8日
- 大阪府中央卸売市場の開場に伴い、北部支店を開設。

■ 事業方針

- 【基本方針】―― 地域の発展に寄与します
- 地域に密着し、地域と共に歩む信用組合として特性を発揮し、金融経済環境の厳しい折から経営基盤の強化、健全経営の確立とコンプライアンスの徹底に努め、信用組合及び組合員、併せて地域の発展に寄与することを経営の理念としております。
- 【経営方針】―― 堅実経営に徹します
- 信用組合の経営基盤の強化とコンプライアンスの徹底に努めるとともに、収益力の強化と自己資本の充実を図り、組合員の経営活動の促進と中小企業金融円滑化法終了後もその本旨を引き継ぎ、経営改善支援による経済的地位向上に寄与し、金融経済環境の変化に対応し得る経営基盤の強化と健全経営の確立に徹してまいり所存であります。

《当組合の経営姿勢と考え方》

協同組合組織による組合員の相互扶助を基本理念とした金融機関として、組合員の金融円滑化と、経営改善支援を通じ、経済的地位向上に寄与することを経営の基本とします。同時に銀行とは違い組合員及び地域のために奉仕に努め今まで以上に健全経営に徹しながら、地元中小企業の健全な発展、又、勤労者の生活向上に大きく貢献して行くことを目的とし、その持てる力を最大限に発揮して、地域の皆様と共に歩んでいきたいと考えております。

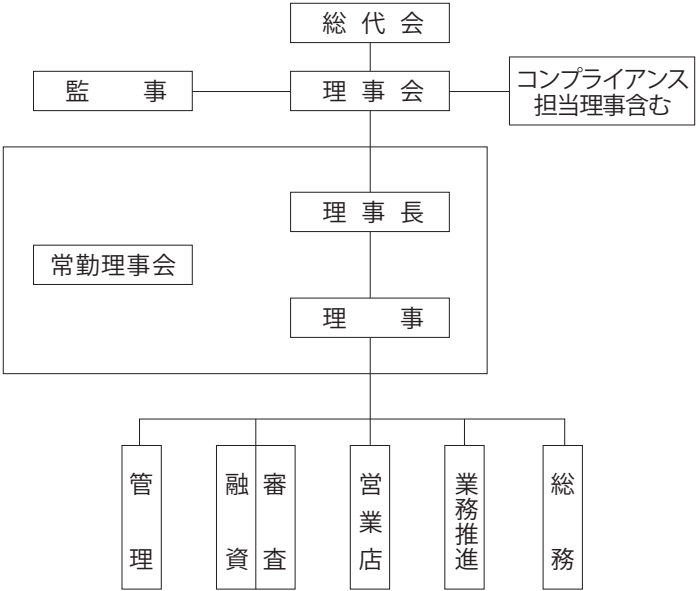
■ 組合員数の推移

（単位：人）

区 分	令和5年度末	令和6年度末
個 人	469	457
法 人	200	197
合 計	669	654

■ 事業の組織

令和7年6月30日現在



■ 役員一覧（理事及び監事の氏名・役職名） 令和7年6月30日現在

理事長 富永 弘文	常務理事 中島 康弘	理 事 中島 啓太
理 事 小林 正幸	理 事 今井 章	理 事 三森 英男
理 事 吉原 正泰	監 事 椿本 雅朗	監 事 正川 雅英

■ 令和6年度 経営環境・事業概況

当事業年度における中央卸売市場を含む食品流通業界は、資源価格の高騰を受け、青果の仕入れ価格、保管施設の電気料金、運送費等が高騰する他、少子高齢化や流通構造の変化等、業界を取り巻く環境は引続き厳しい状況で推移しました。

このような状況下、当組合はコンプライアンスを重視した経営を基本方針に中央市場内唯一の金融機関として地域金融の円滑化を更に進めるべく、本業に重点を置いた営業推進を図り、収益の向上と経営の健全化に努めてまいりました。

当期の営業成績につきましては、本業である貸出金利息収入等の資金収益の他、役務収益及び有価証券運用収益を含めて当期利益は少額ながら黒字となりました。

当期は黒字となりましたが組合員の皆様には誠に申し訳ありませんが、今後の経営を見据えて無配とさせていただきたく、よろしくお願い申し上げます。

今後もコンプライアンスを重視した営業活動に努め、収益力強化を図った健全経営を目指して邁進する所存であります。

なお、自己資本比率は14.10パーセントとなり、国内基準は4パーセント以上となっておりますので、引続き健全な水準を維持しております。

■ 令和7年度 事業計画

自 令和7年4月1日
至 令和8年3月31日

令和7年度期末預金86億円、貸出金27億円を目標とする。又、当組合の長期目標、預金90億円以上、貸出金30億円以上を達成するため、最大限の努力をすると共に健全経営に努める。

具体的には ①コンプライアンス教育の徹底 ②顧客の拡大 ③集金業務の効率化とキメ細かいサービスの徹底 ④組織と資産の健全性の向上 ⑤経営の透明性の確保 ⑥事務処理の効率アップに取り組んでおります。

■ リスク管理体制

当組合では、経営の健全性・安定性の確保に向けて、リスク管理を経営上の最重要課題の一つと位置づけ各種リスクを包括的に認識し適切に管理していくための体制の充実に努めています。

具体的には、各種リスクを信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、風評リスク等に分類したうえ、各リスクについて担当部署を定めて的確に把握・管理するとともに、不測の事態を未然に防止し、資産の健全性を確保するための組織的な相互牽制機能の強化に取り組んでいます。

■ 反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり、反社会的勢力に対する基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引を含めた関係の遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識するとともに、コンプライアンスを徹底するため、組織全体として反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対し断固として拒絶します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事実を隠蔽するための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

■ マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策

当組合は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融(以下、「マネロン等」という。)を防止し、業務の適切性を確保するため、「当組合のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について」のもと、マネロン等リスク対策担当役員を任命し、組合内横断的なリスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

《当組合のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について》

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- (1) 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置(リスクベース・アプローチ)を講じてまいります。
- (2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- (3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針(基本方針・ポリシー等のマネロン対策に関する方針)・手続(マネロン対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等)・計画(マネロン対策を実現させるための実践計画・プログラム)等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに大阪府警察の指導により、当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせていただくことがございます。

お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

経営管理体制

■ コンプライアンス(法令等遵守)の体制

コンプライアンスとは、企業倫理を確立し法令や諸規則、諸規程はもとより、社会的規範に至るルールを遵守することです。

当組合は、コンプライアンスを経営における最重要課題として位置付け、コンプライアンス体制の構築に取り組んでいます。

役職員の行動規範の周知徹底を図るためにコンプライアンス研修を実施するなど、役職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上に取り組んでいます。又、苦情・相談の対応については、本部が情報の集約及び対応の一元化を図り、迅速に対応する態勢をとっております。

■ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

○中小企業の経営支援に関する取組方針

大阪府・大阪市中央卸売市場の「青果仲卸業者のアドバイザー」をスローガンに、地域社会・地域経済の発展に貢献することを目的にコンサルティング能力の発揮に努めてまいります。

○態勢整備の状況について

経営革新等支援機関の認定を取得し、融資部内に支援担当を設け、支店と密接な連携を図り、青果仲卸業者の経営改善支援に取り組んでいます。

○取組の状況

青果仲卸業者の経営改善・事業再生等の支援

①売上回復を図る施策に必要な資金需要に対して「仲卸支援円滑化資金」「体質強化支援資金」「地域顧客の再構築・強化資金」として地域の活性化に貢献できる融資等の取組みを実施しております。

②取引先(大手スーパー)の承諾を得て、売掛債権担保による貸出金(当座貸越)に積極的に取り組んでいます。

③当組合の情報網を駆使して仲卸業者の販路拡大に協力しており、成果も着実に上がっております。

④株式会社 日本政策金融公庫 大阪西支店と「業務連携・協力に関する覚書」を締結し、青果仲卸業者への資金需要に対して、公庫と連携して資金支援に積極的に取り組んでいます。

■ 「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からのお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

又、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

○【経営者保証に関するガイドラインの取組状況】

令和6年度の当組合において「新規に無保証で融資した件数」は4件（前年度4件）、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は3.6%（同2.3%）、「保証契約を解除した件数」は0件（同0件）、「経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)」は0件（同0件）となっております。

■ 地域貢献（信用組合の社会的責任(CSR)に関する事項等)

当組合は地域のみなさと相互に助け合い、繁栄していくことを理念とし、地域社会の発展に貢献することが社会的責任(CSR)と考え、取り組んでいます。

主要事業内容

■ 主要な事業の内容

A. 預金業務

- (イ) 預 金
当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、定期積金、 別段預金、納税準備預金等を取扱っております。
- (ロ) 譲渡性預金
取扱っておりません。

B. 貸出業務

- (イ) 貸 付
手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。
- (ロ) 手形の割引
銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取扱っております。

C. 商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

E. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

F. 外国為替業務

取扱っておりません。

G. 社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

H. 金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。

I. 附帯業務

- (イ) 代理業務
(株)日本政策金融公庫の代理貸付業務、独立行政法人勤労者退職金共済機構の代理店業務
- (ロ) 地方公共団体の公金取扱業務、株式払込金の受入代理業務、貸金庫業務

■ 店舗一覧表（事務所の名称・所在地）

令和 7 年 6 月 3 0 日現在（自動機器設置状況）

店 名	住 所	電 話	ATM
本 店	〒553-0005 大阪市福島区野田 1 丁目 1 番 8 6 号(大阪市中央卸売市場本場内)	06 (6469) 7370	1 台
北 部 支 店	〒567-0853 茨木市宮島 1 丁目 1 番 1 号(大阪府中央卸売市場内)	072 (636) 2081	1 台

■ 地区一覧

大阪市、吹田市、守口市、八尾市、東大阪市、豊中市、茨木市、摂津市

■ 総代会について

定 数	80人～110人（令和7年6月14日現在総代80名）		
任 期	3年（重任を妨げず）		
選挙区	大阪市、茨木市、その他（吹田市、守口市、八尾市、東大阪市、豊中市、摂津市）		
定 数	大阪市 60人以上～100人以内	総代	59名
	茨木市 18人以上～ 25人以内	〃	20名
	その他 1人以上～ 5人以内	〃	1名

■ 総代会の議決事項

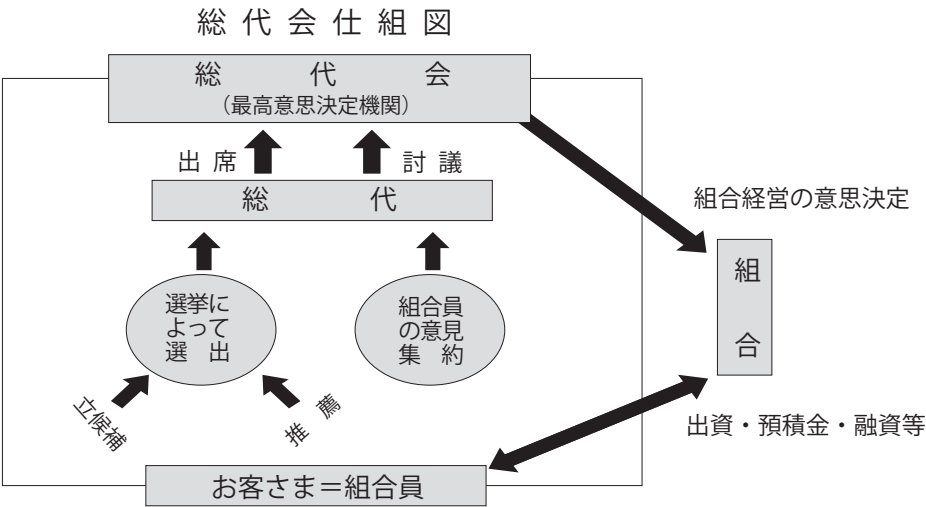
第73回通常総代会が、令和7年6月30日（月）午前10時30分より大阪中央青果（株）会議室で開催されました。
総代80名（令和7年6月14日現在）の内、出席2名、書面議決書による出席60名のもと、全議案が承認可決されました。

報告事項

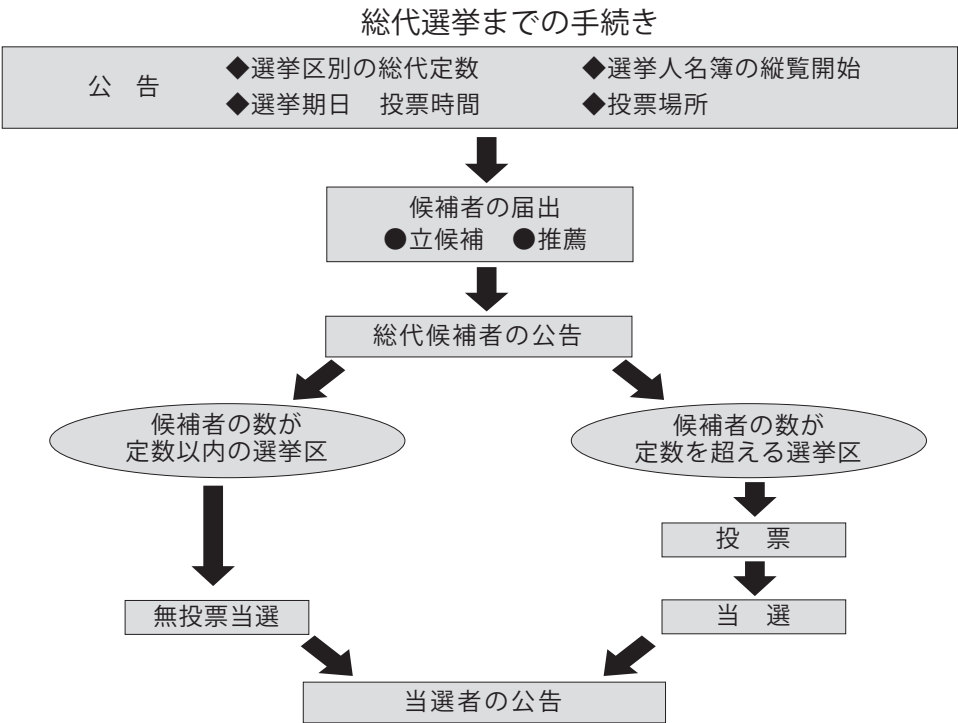
- （1） 監査報告
- （2） 業務報告

議決事項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 第73期決算書類（令和6年4月1日から令和7年3月31日）までの貸借対照表及び損益計算書承認の件 |
| 第2号議案 | 第73期損失処理案承認の件 |
| 第3号議案 | 第74期事業計画案及び収支予算案承認の件 |
| 第4号議案 | 理事の任期満了に伴う選任の件 |
| 第5号議案 | 退任役員に対する慰労金支給の件 |



当組合では、総代会に限定することなく、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。



財務諸表

■ 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
(資 産 の 部)	令和5年度	令和6年度	(負 債 の 部)	令和5年度	令和6年度
現 金	463,446	650,122	預 金 積 金	7,614,211	8,389,352
預 け 金	3,957,691	4,793,654	当 座 預 金	1,708,841	2,197,010
有 価 証 券	741,181	757,305	普 通 預 金	3,488,937	3,822,859
国 債	101,320	94,420	貯 蓄 預 金	—	—
地 方 債	—	—	通 知 預 金	—	—
社 債	—	—	定 期 預 金	2,350,607	2,264,271
株 式	271,052	308,728	定 期 積 金	64,220	78,820
そ の 他 の 証 券	368,809	354,157	そ の 他 の 預 金	1,605	26,391
貸 出 金	2,881,247	2,578,632	借 用 金	—	—
割 引 手 形	—	—	借 入 金	—	—
手 形 貸 付	1,518,651	1,353,611	当 座 借 越	—	—
証 書 貸 付	1,341,395	1,187,034	そ の 他 負 債	28,519	43,212
当 座 貸 越	21,199	37,986	未 決 済 為 替 借	3,652	2,506
そ の 他 資 産	117,798	117,420	未 払 費 用	1,250	1,270
未 決 済 為 替 貸	2,627	50	給 付 補 填 備 金	14	22
全 信 組 連 出 資 金	75,000	75,000	未 払 法 人 税 等	1,900	1,900
前 払 費 用	—	—	前 受 収 益	4,809	4,749
未 収 収 益	3,244	9,711	払 戻 未 済 金	3,391	1,001
そ の 他 の 資 産	36,926	32,658	職 員 預 り 金	12,589	12,502
有 形 固 定 資 産	6,804	5,814	リ ー ス 債 務	—	—
建 物	815	754	そ の 他 の 負 債	912	19,260
土 地	—	—	退 職 給 付 引 当 金	10,269	1,741
リ ー ス 資 産	—	—	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	5,633	6,633
建 設 仮 勘 定	—	—	繰 延 税 金 負 債	—	—
その他の有形固定資産	5,989	5,059	負 債 の 部 合 計	7,658,632	8,440,939
無 形 固 定 資 産	1,422	1,164	(純 資 産 の 部)		
ソ フ ト ウ ェ ア	815	557	出 資 金	1,268,974	1,273,310
その他の無形固定資産	606	606	普 通 出 資 金	183,974	188,310
繰 延 税 金 資 産	—	—	優 先 出 資 金	1,085,000	1,085,000
貸 倒 引 当 金	△204,241	△184,009	資 本 剰 余 金	—	—
(うち個別貸倒引当金)	(△161,555)	(△145,659)	資 本 準 備 金	—	—
			利 益 剰 余 金	△837,388	△834,927
			そ の 他 利 益 剰 余 金	△837,388	△834,927
			当 期 未 処 理 損 失 金	837,388	834,927
			組 合 員 勘 定 合 計	431,585	438,382
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△124,868	△159,217
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△124,868	△159,217
			純 資 産 の 部 合 計	306,717	279,165
資 産 の 部 合 計	7,965,350	8,720,105	負債及び純資産の部合計	7,965,350	8,720,105

(貸借対照表の注記事項)

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 保有するすべての有価証券は「その他有価証券」で区分しており、その評価は時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却方法については、定率法を採用しております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しております。又、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物10年から50年

その他3年から20年
4. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資部の協力の下に総務部が資産査定を実施しております。
7. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため簡便法により、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。なお、当組合は複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合設立型企業年金基金)に加入しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在)

年金資産の額249,416百万円

年金財政計算上の数理債務の額211,033百万円

差引額38,382百万円

(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合(令和5年4月分～令和6年3月分)0.032%
8. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
9. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金融変動による不利な影響が生じないように、内部規程等により資産及び負債の総合的管理を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。又、有価証券は、主に投資信託及び株式であり、投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金積金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごととの与信審査、与信限度額、保証や担保の設定、問題債権への対応など

与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、営業店により行われ、定期的に常勤理事会を開催し、審議を行っております。

有価証券は時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の売買については、資金運用基準規程に基づいて行われております。

③ 流動性リスクの管理

預金準備率によって管理しております。

10. 金融商品の時価等に関する事項
- 令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組連出資金は、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金 (*1)	4,793	4,793	—
(2) 有価証券 (*2)			
その他有価証券	756	756	—
(3) 貸出金 (*1)	2,578		
貸倒引当金 (*2)	△184		
小計	2,394	2,414	20
金融資産計	7,944	7,964	20
(1) 預金積金 (*1)	8,389	8,389	—
金融負債計	8,389	8,389	—

- (*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
- (*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

なお、その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針31号 令和3年6月17日) 第24-3項及び第24-9項の基準価格を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法 (算定方法)

金融資産

- (1) 預け金

預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。
- (2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価格を時価としており、当該重要な制限がある場合は基準価格を時価とみなしております。
- (3) 貸出金

貸出金は、固定金利によっており、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

金融負債

- (1) 預金積金

預金積金については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。
- (注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式 (*1)	1,100
全信組連出資金 (*2)	75,000
合 計	76,100

- (*1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
11. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

これらには、「国債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下15まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

(4) その他有価証券
- 7-

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】 (単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
株 式	—	—	—
債 券	—	—	—
国 債	—	—	—
そ の 他	65	62	2
小 計	65	62	2

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】 (単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
株 式	307	390	△82
債 券	94	108	△13
国 債	94	108	△13
そ の 他	289	353	△64
小 計	691	852	△161
合 計	756	915	△159

12. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。
13. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。
売却額 439 百万円 売却益 28 百万円 売却損 7 百万円
14. その他有価証券のうち満期がある債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	—	—	—	94
国 債	—	—	—	94
そ の 他	—	—	—	89
合 計	—	—	—	183

15. 減損処理を行った有価証券
売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。
当事業年度における減損処理はありません。
16. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。
- | | |
|--------------------|---------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 189 百万円 |
| 危険債権額 | 66 百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | — 百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | — 百万円 |
| 合 計 額 | 255 百万円 |

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

17. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形はありません。
18. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。
これらの契約に係る融資未実行残高は、391 百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものはありません。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権

の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。又、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

19. 有形固定資産の減価償却累計額 91 百万円
20. 当組合は子会社を有しておりません。
21. 繰延税金資産の発生主な原因は、繰越欠損金、貸出金部分直接償却損金不算入額等であり、繰延税金負債は発生しておりません。当組合は、企業会計基準委員会・企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(平成30年2月16日)に基づき、繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討を行った結果、繰延税金資産の計上を行っておりません。
22. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
担保提供している資産 預 け 金 700 百万円
上記のほか、為替取引のために預け金 920 百万円を担保として提供しております。
23. 出資1口当たりの純資産額は △ 427円92銭です。

財務諸表

■ 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
経 常 収 益	130,962	152,581
資 金 運 用 収 益	95,232	92,802
貸 出 金 利 息	54,227	48,850
預 け 金 利 息	3,529	11,036
有価証券利息配当金	34,475	29,915
その他の受入利息	3,000	3,000
役 務 取 引 等 収 益	9,699	10,279
受入為替手数料	7,184	7,294
その他の役務収益	2,514	2,984
そ の 他 業 務 収 益	8,223	613
国債等債券売却益	7,623	—
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	600	613
そ の 他 経 常 収 益	17,806	48,886
貸倒引当金戻入益	—	20,132
償却債権取立益	170	370
株式等売却益	17,634	28,384
その他の経常収益	2	—
経 常 費 用	324,646	147,682
資 金 調 達 費 用	2,454	1,991
預 金 利 息	2,054	1,589
給付補填備金繰入額	24	28
借 用 金 利 息	—	—
その他の支払利息	375	372
役 務 取 引 等 費 用	2,579	2,773
支払為替手数料	919	952
その他の役務費用	1,660	1,821
そ の 他 業 務 費 用	4,590	3,984
国債等債券売却損	3,284	3,980
国債等債券償還損	1,306	—
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	—	3
経 常 費	139,104	133,743
人 件 費	71,054	69,042
物 件 費	67,794	64,500
税 金	256	200
そ の 他 経 常 費 用	175,917	5,189
貸倒引当金繰入額	160,226	—
貸 出 金 償 却	—	—
株式等売却損	13,734	4,014
株式等償却	—	—
その他の経常費用	1,956	1,175
経 常 利 益	△193,684	4,898
特 別 利 益	—	—
そ の 他 の 特 別 利 益	—	—
特 別 損 失	0	0
固 定 資 産 処 分 損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益	△193,684	4,898
法人税 住民税及び事業税	2,306	2,438
法 人 税 等 合 計	2,306	2,438
当 期 純 利 益	△195,991	2,460
繰 越 金 (当期首残高)	△641,397	△837,388
当 期 未 処 理 損 失 金	837,338	834,927

(注記) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たりの当期純利益は、1円31銭です。
3. 役務取引等収益に含まれる顧客との契約から生じる収益の金額は、10,279千円です。

■ 損失金処理計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
当期末処理損失金	837,388	834,927
資本準備金取崩額	—	—
繰 越 金 (当期末残高)	△837,388	△834,927

■ 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第73期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び損失金処理計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和7年6月30日

中央信用組合
理事長 富永 弘文

■ 会計監査人による監査

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用協同組合」に該当しておりません。

経営指標

■ 主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
経 常 収 益	177,415	141,654	120,383	130,962	152,581
経 常 利 益	△26,927	△33,179	△34,621	△193,684	4,898
当 期 純 利 益	△29,733	△36,153	△36,614	△195,991	2,460
預金積金残高	8,035,471	8,520,439	8,489,401	7,614,211	8,389,352
貸 出 金 残 高	2,710,780	2,562,951	2,947,526	2,881,247	2,578,632
有価証券残高	1,119,972	1,049,548	1,109,156	741,181	757,305
総 資 産 額	9,311,518	9,727,414	8,958,725	7,965,350	8,720,105
純 資 産 額	524,959	455,511	415,650	306,717	279,165
自己資本比率(単体)	17.69%	17.28%	15.31%	13.41%	14.10%
出 資 総 額	1,268,457	1,269,460	1,268,575	1,268,974	1,273,310
普 通 出 資	183,457	184,460	183,575	183,974	188,310
優 先 出 資	1,085,000	1,085,000	1,085,000	1,085,000	1,085,000
出 資 総 口 数	2,748,575口	2,758,605口	2,749,755口	2,753,745口	2,797,105口
普通出資口数	1,834,575口	1,844,605口	1,835,755口	1,839,745口	1,883,105口
優先出資口数	914,000口	914,000口	914,000口	914,000口	914,000口
出資に対する配当金	—	—	—	—	—
職 員 数	11人	11人	12人	12人	12人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。
2. 「自己資本比率（単体）」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。
3. 職員数は役員、臨時の雇用者を除いた人数です。

■ 業務粗利益及び業務純益等

(単位：千円)

科 目	令和 5 年度	令和 6 年度
資 金 運 用 収 益	95,232	92,802
資 金 調 達 費 用	2,454	1,991
資 金 運 用 収 支	92,777	90,811
役 務 取 引 等 収 益	9,699	10,279
役 務 取 引 等 費 用	2,579	2,773
役 務 取 引 等 収 支	7,119	7,505
そ の 他 業 務 収 益	8,223	613
そ の 他 業 務 費 用	4,590	3,984
そ の 他 業 務 収 支	3,633	△3,371
業 務 粗 利 益	103,531	94,945
業 務 粗 利 益 率	1.18%	1.15%
業 務 純 益	△65,582	△38,798
実 質 業 務 純 益	△35,573	△38,798
コ ア 業 務 純 益	△38,606	△34,817
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く)	△38,606	△34,817

(注) 1. 業務粗利益率＝ $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$
2. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
3. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
4. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

■ 総資産利益率

(単位：％)

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度
総 資 産 経 常 利 益 率	△2.08	0.05
総 資 産 当 期 純 利 益 率	△2.10	0.02

(注) 総資産経常(当期純)利益率＝ $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

■ 資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

(単位：百万円、千円、％)

科 目	年度	平均残高	利 息	利回り	
資 金 運 用 勘 定	令和5年	8,769 ^{百万円}	95,232 ^{千円}	1.08 [%]	
	令和6年	8,220	92,802	1.12	
	う ち 貸 出 金	令和5年	3,299	54,227	1.64
		令和6年	2,848	48,850	1.71
	う ち 預 け 金	令和5年	4,260	3,529	0.08
		令和6年	4,372	11,036	0.25
	う ち 有 価 証 券	令和5年	1,134	34,475	3.04
		令和6年	924	29,915	3.23
	資 金 調 達 勘 定	令和5年	8,659	2,454	0.02
		令和6年	8,178	1,991	0.02
う ち 預 金 積 金		令和5年	8,647	2,079	0.02
		令和6年	8,165	1,618	0.01
う ち 譲 渡 性 預 金		令和5年	—	—	—
		令和6年	—	—	—
う ち 借 用 金		令和5年	—	—	—
		令和6年	—	—	—

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(令和5年度 33 百万円、令和6年度 39 百万円)を控除して表示しております。

■ 総資金利鞘等

(単位：％)

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度
資 金 運 用 利 回 (a)	1.08	1.12
資 金 調 達 原 価 率 (b)	1.63	1.65
総 資 金 利 鞘 (a-b)	△0.55	△0.53

(注) 資金運用利回り＝ $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

資金調達原価率＝ $\frac{\text{資金調達費用－金銭の信託運用見合費用＋経費}}{\text{資金調達勘定計平均残高}} \times 100$

経営指標

■ 経費の内訳

(単位：千円)

科 目	令和 5 年度	令和 6 年度
人 件 費	71,054	69,042
報酬給料手当	60,569	58,981
退職給付費用	2,193	1,694
その他	8,291	8,367
物 件 費	67,794	64,500
事務費	22,359	23,378
固定資産費	38,142	34,738
事業費	1,282	1,347
人事厚生費	502	407
減価償却費	3,977	3,137
その他	1,529	1,491
税金	256	200
経 費 合 計	139,104	133,743

■ その他業務収益の内訳

(単位：千円)

項 目	令和 5 年度	令和 6 年度
国債等債券売却益	7,623	—
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	600	613
その他業務収益合計	8,223	613

■ 預貸率・預証率の期末値及び期中平均値

(単位：％)

区 分		令和 5 年度	令和 6 年度
預 貸 率	期 末	37.84	30.73
	期中平均	38.15	34.88
預 証 率	期 末	9.73	9.02
	期中平均	13.11	11.32

- (注) 1. $\text{預貸率} = \frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$
2. $\text{預証率} = \frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

預金等に関する指標

■ 預金種目別平均残高

(単位：百万円、％)

種 目	令和 5 年度		令和 6 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流 動 性 預 金	6,123	70.8	5,741	70.3
定 期 性 預 金	2,512	29.1	2,413	29.5
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—
その他の預金	11	0.1	10	0.1
合 計	8,647	100.0	8,165	100.0

■ 財形貯蓄残高

(単位：千円)

項 目	令和 5 年度	令和 6 年度
財 形 貯 蓄 残 高	17,597	13,884

■ 役務取引の状況

(単位：千円)

科 目	令和 5 年度	令和 6 年度
役 務 取 引 等 収 益	9,699	10,279
受入為替手数料	7,184	7,294
その他の受入手数料	2,514	2,984
その他の役務取引等収益	—	—
役 務 取 引 等 費 用	2,579	2,773
支払為替手数料	919	952
その他の支払手数料	1,659	1,820
その他の役務取引等費用	0	0

■ 受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

項 目	令和 5 年度	令和 6 年度
受 取 利 息 の 増 減	△2,800	△2,430
支 払 利 息 の 増 減	△691	△463

■ 1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度
1 店舗当りの預金残高	3,807	4,194
1 店舗当りの貸出金残高	1,440	1,289

■ 職員 1 人当りの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度
職員 1 人当りの預金残高	634	699
職員 1 人当りの貸出金残高	240	214

■ 預金者別預金残高

(単位：百万円、％)

区 分	令和 5 年度		令和 6 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	2,314	30.4	2,024	24.1
法 人	5,299	69.5	6,365	75.8
一 般 法 人	5,299	69.5	6,365	75.8
金 融 機 関	—	—	—	—
公 金	—	—	—	—
合 計	7,614	100.0	8,389	100.0

■ 定期預金種類別残高

(単位：百万円)

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度
固 定 金 利 定 期 預 金	2,350	2,264
変 動 金 利 定 期 預 金	—	—
そ の 他	—	—
合 計	2,350	2,264

有価証券等に関する指標

■ 有価証券の時価等情報

(1) 売買目的有価証券

該当ありません

(2) 満期保有目的の債券

該当ありません

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当ありません

(4) その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和 5 年度			令和 6 年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	38	37	0	—	—	—
	債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	98	93	5	65	62	2
	小 計	136	130	6	65	62	2
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	231	302	△70	307	390	△82
	債 券	101	109	△7	94	108	△13
	国 債	101	109	△7	94	108	△13
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	270	322	△52	289	353	△64
	小 計	603	733	△130	691	852	△161
合 計		740	864	△124	756	915	△159

(注) 1. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

(5) 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：千円)

項 目	令和 5 年度	令和 6 年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	1,100	1,100
全 信 組 連 出 資 金	75,000	75,000
合 計	76,100	76,100

(注) 1. 非上場株式及び組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
2. 当事業年度において、非上場株式の減損処理はありません。
3. 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

■ 有価証券の種類別平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和 5 年度		令和 6 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	109	9.6	108	11.6
地 方 債	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—
株 式	505	44.5	399	43.1
外 国 証 券	99	8.7	99	10.7
そ の 他 の 証 券	419	36.9	315	34.0
合 計	1,134	100.0	924	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

■ 商品有価証券の種類別平均残高

該当ありません

■ 金銭の信託及びデリバティブ等商品取扱

該当ありません

■ 有価証券、金銭の信託等の取得価格または契約価格、時価及び評価損益

(単位：百万円)

項 目		取得価格または契約価格	時 価	評 価 損 益
有 価 証 券	令和 5 年度末	866	741	△124
	令和 6 年度末	916	757	△159

有価証券等に関する指標

■ 有価証券の種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	1 年以内	1 年 超 5 年以内	5 年 超 10 年以内	10 年超	期限の定め のないもの	合 計
令和 5 年度						
国 債	—	—	—	101	—	101
地 方 債	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	271	271
外 国 証 券	—	—	—	88	—	88
その他の証券	—	—	—	—	280	280
合 計	—	—	—	189	551	741
令和 6 年度						
国 債	—	—	—	94	—	94
地 方 債	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	308	308
外 国 証 券	—	—	—	89	—	89
その他の証券	—	—	—	—	264	264
合 計	—	—	—	183	573	757

貸出金等に関する指標

■ 貸出金業種別残高・構成比

(単位：千円、%)

区 分	令和 5 年度		令和 6 年度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
製 造 業	—	—	—	—
農 業、林 業	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	88,774	3.1	97,783	3.8
卸 売 業、小 売 業	2,172,002	75.3	1,918,307	74.4
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—
不 動 産 業	200,000	6.9	191,000	7.4
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	23,593	0.8	23,305	0.9
宿 泊 業	—	—	—	—
飲 食 業	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—
教 育、学 習 支 援 業	—	—	—	—
医 療、福 祉	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	237,337	8.2	186,361	7.2
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—
小 計	2,721,706	94.5	2,416,757	93.7
国・地方公共団体等	—	—	—	—
個 人(住宅・消費・納税資金等)	159,540	5.5	161,874	6.3
合 計	2,881,247	100.0	2,578,632	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金等に関する指標

貸出金種類別平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	令和 5 年度		令和 6 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割 引 手 形	—	—	—	—
手 形 貸 付	1,821	55.1	1,564	54.9
証 書 貸 付	1,434	43.5	1,256	44.1
当 座 貸 越	43	1.3	27	0.9
合 計	3,299	100.0	2,848	100.0

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円、%)

科 目	令和 5 年度		令和 6 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消 費 者 ロ ー ン	153	96.8	146	96.6
住 宅 ロ ー ン	4	2.5	5	3.3
合 計	158	100.0	151	100.0

貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

科 目	令和 5 年度		令和 6 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	2,798	97.1	2,509	97.3
設 備 資 金	82	2.8	69	2.6
合 計	2,881	100.0	2,578	100.0

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：千円、%)

区 分		金 額	構 成 比	債 務 保 証 見 返 額
当 組 合 預 金 積 金	令和 5 年度	604,528	20.9	—
	令和 6 年度	598,470	23.2	—
有 価 証 券	令和 5 年度	20,000	0.6	—
	令和 6 年度	20,000	0.7	—
動 産	令和 5 年度	12,000	0.4	—
	令和 6 年度	—	—	—
不 動 産	令和 5 年度	210,316	7.2	—
	令和 6 年度	151,221	5.8	—
そ の 他	令和 5 年度	—	—	—
	令和 6 年度	—	—	—
小 計	令和 5 年度	846,844	29.3	—
	令和 6 年度	769,691	29.8	—
信用保証協会・信用保険	令和 5 年度	502,269	17.4	—
	令和 6 年度	397,338	15.4	—
保 証	令和 5 年度	1,332,650	46.2	—
	令和 6 年度	1,202,655	46.6	—
信 用	令和 5 年度	199,482	6.9	—
	令和 6 年度	208,947	8.1	—
合 計	令和 5 年度	2,881,247	100.0	—
	令和 6 年度	2,578,632	100.0	—

貸出金金利区分別残高

(単位：百万円)

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度
固 定 金 利 貸 出	2,881	2,578
変 動 金 利 貸 出	—	—
合 計	2,881	2,578

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

項 目	令和 5 年度		令和 6 年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	42	30	38	△4
個別貸倒引当金	161	130	145	△15
合 計	204	160	184	△20

(注)当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

貸出金償却額

(単位：百万円)

項 目	令和 5 年度	令和 6 年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

代理貸付残高の内訳

該当ありません

リスク管理債権及び金融再生法開示債権について

■ リスク管理債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：千円、%)

区 分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B + C) / (A)	引当率 (C) / (A - B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	196,254	55,054	141,200	100.0	100.0
	令和6年度	189,067	53,554	135,513	100.0	100.0
危険債権	令和5年度	99,986	35,898	20,354	56.2	31.7
	令和6年度	66,822	15,424	10,145	38.2	19.7
要管理債権	令和5年度	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—
	三月以上延滞債権	令和5年度	—	—	—	—
		令和6年度	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	令和5年度	—	—	—	—
		令和6年度	—	—	—	—
小 計	令和5年度	296,241	90,952	161,555	85.2	78.6
	令和6年度	255,889	68,978	145,659	83.8	77.9
正 常 債 権	令和5年度	2,585,132				
	令和6年度	2,322,895				
合 計	令和5年度	2,881,373				
	令和6年度	2,578,785				

- (注) 1. 「破綻更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破綻手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1.に掲げるものを除く。)です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金(1.及び2.に掲げるものを除く。)です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1.、2.及び4.に掲げるものを除く。)です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財務状態及び経営成績に特に問題がない債権(1.、2.及び3.に掲げるものを除く。)です。
7. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。
10. 金額は決算後(償却後)の計数です。

自己資本の充実の状況（定性的な事項）

■ 自己資本の調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されています。
なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	①発行主体：中央信用組合 ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：188百万円
非累積的永久優先出資	①発行主体：中央信用組合 ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：1,085百万円

■ 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、地域のお客様の普通出資及び非累積的永久優先出資と事業利益によって自己資本の充実を図っております。令和6年度末、自己資本比率は国内基準を超える14.10%となり、経営の健全性・安全性は高まっていると評価しております。
今後も地域のお客様とともに歩みながら自己資本の厚みを増し、経営体質をさらに強化してまいります。

■ 信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を被るリスクをいいます。当組合では、信用リスクを組合が管理すべき最重要のリスクであると認識の上、与信業務の基本的な規範等を明示した「信用リスク管理規程」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価につきましては、厳格な自己査定を実施しております。
個別案件の審査・与信管理については、経営陣を含めて貸出審議会で審査するなど与信運営を適切に実施する態勢を構築しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当の計上基準規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。又、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先は要管理先と同様の予想損失率を乗じて算出しており、実質破綻先、破綻先については、担保処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を除いた未保全額に對して全額を引当しております。

■ リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は採用しておりません。又、すべての法人向けエクスポージャー（中小企業向けを除く）に100%のリスク・ウェイトを適用しております。

■ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当組合は、リスク管理の観点から、取引先の財務状況の悪化などにより被る損失を軽減するために、取引先によっては、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的な措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしております。又、与信審査の結果、担保又は、保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

信用リスク削減手法として、当組合が扱う主要な担保には、適格担保として預金積金があり、担保に関する手続については、当組合が定める「融資規程」等により適切な事務取扱い並びに評価・管理を行っております。
又、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において預金相殺等をする場合がありますが、各種約定書等に基づき、適切な取扱いに努めております。

■ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する管理の方針及び手続の概要

当組合は、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

■ 証券化エクスポージャーに関する事項

当組合は、証券化取引を行っておりません。

■ オペレーショナル・リスクに関する管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により損失を被るリスクであり、事務リスク・システムリスクをはじめその他のリスクを含む幅広いものと考え、管理態勢や管理方法について「リスク管理に関する基本規程」等に基づき、リスクの顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極少化に努めております。
リスクの計測に関しましては、基礎的手法を採用しております。
又、これらのリスクに関しましては、常勤理事会において協議、検討するとともに、必要に応じて理事会へ報告する態勢を整備しております。

自己資本の充実の状況（定性的な事項）

■ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

■ 出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、株式関連投資信託、全国信用協同組合連合会などへの出資金が該当します。

そのうち、上場株式、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価によって把握するとともに、運用状況について定期的に理事会へ報告するなど、適切なリスク管理に努めております。非上場株式、出資金に関しては、当組合が定める「資金運用基準規程」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。又、リスクの状況は、財務諸表などを基にした評価によるモニタリングを行っています。なお、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「資金運用基準規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

■ 金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響をいいます。

当組合では、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクを定期的に計測・分析・協議検討を行っております。

又、必要に応じて理事会へ報告するなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

■ 内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

銀行勘定の金利リスク（IRRBB）の算定は、以下の定義に基づき、 ΔEVE 及び ΔNII について、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化など、経済価値の変動幅、期間収益への影響度を算出しています。

・計測手法

G P S方式

・コア預金

対 象：流動性預金全般（当座、普通等）

算定方法：①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高、③現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限

満 期：5年以内（平均2.5年）

・固定金利貸出の期限前返済

期限前返済率を3%として算出しています。

・定期預金の早期解約

早期解約率を34%として算出しています。

・金利感応資産・負債

預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債

・金利ショック幅

100BP

・リスク計測の頻度

四半期毎（3、6、9、12月末基準）

自己資本の充実の状況

■ 定量的開示事項（単体）

・ 自己資本の構成に関する開示事項

（単位：千円）

項	目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目 (1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額		431,585	438,382
うち、出資金及び資本剰余金の額		1,268,974	1,273,310
うち、利益剰余金の額		△837,388	△834,927
うち、外部流出予定額（△）		—	—
うち、上記以外に該当するものの額		—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		41,470	38,349
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		41,470	38,349
うち、適格引当金コア資本算入額		—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)		473,056	476,732
コア資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		1,422	1,164
うち、のれんに係るものの額		—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額		1,422	1,164
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		—	—
適格引当金不足額		—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		—	—
前払年金費用の額		—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額		—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)		1,422	1,164
自 己 資 本			
自己資本の額（(イ)－(ロ)）	(ハ)	471,634	475,567
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額		3,317,659	3,186,999
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		—	—
うち、上記以外に該当するものの額			
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額			—
勘定間の振替分			—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		197,618	185,198
信用リスク・アセット調整額		—	
フロア調整額			—
オペレーショナル・リスク相当額調整額		—	
リスク・アセット等の額の合計 (ニ)		3,515,277	3,372,198
自 己 資 本 比 率			
自 己 資 本 比 率	((ハ)／(ニ))	13.41%	14.10%

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第22号）」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しています。

自己資本の充実の状況

■ 定量的開示事項（単体）

・自己資本の充実度に関する事項

（単位：千円）

項 目	令和 5 年度		令和 6 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	3,317,659	132,706	3,186,999	127,479
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	3,317,659	132,706	3,186,999	127,479
(i) ソブリン向け	16,994	679	17,376	695
(ii) 金融機関向け	792,037	31,681	990,545	39,621
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			—	—
(iii) カバード・ボンド向け			—	—
(iv) 法人等向け	1,379,427	55,177	1,089,186	43,567
(v) 中小企業等・個人向け	32,589	1,303		
(vi) 中堅中小企業等・個人向け			145,994	5,839
トランザクター向け			—	—
(vii) 抵当権付住宅ローン	—	—		
(viii) 不動産取得等事業向け	—	—		
(ix) 不動産関連向け			1,649	65
自己居住用不動産等向け			1,649	65
賃貸用不動産向け			—	—
事業用不動産関連向け			—	—
その他不動産関連向け			—	—
A D C 向け			—	—
(x) 劣後債権及びその他資本性証券等			—	—
(xi) 三月以上延滞等	66,521	2,660		
(xii) 延滞等向け			79,331	3,173
(xiii) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			—	—
(xiv) 出資等	757,027	30,281		
出資等のエクスポージャー	757,027	30,281		
重要な出資等のエクスポージャー	—	—		
(xv) 株式等			708,269	28,330
(xvi) 重要な出資のエクスポージャー			—	—
(xvii) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(xviii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	116,974	4,678	116,164	4,646
(xix) その他	156,087	6,243	38,482	1,539
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
④ 未決済取引			—	—
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額（簡便法）	—	—	—	—
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計を八パーセントで除して得た額	197,618	7,904	185,198	7,407
B I			123,465	
B I C			14,815	
ハ. 単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	3,515,277	140,611	3,372,198	134,887

自己資本の充実の状況

(注)1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. 「延滞等」とは次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 - ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること
6. 「その他」とは、(i)～(xviii)に区分されないエクスポージャーです。具体的には有形固定資産等が含まれます。
7. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
8. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しております(令和5年度計数)。

＜オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

9. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。
10. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

自己資本の充実の状況

■ 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高<業種別・残存期間別> (単位：百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞エクスポージャー	延滞エクスポージャー
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引				債 券		デリバティブ取引			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度		
製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農 業、林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	88	97	88	97	—	—	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	2,172	1,918	2,172	1,918	—	—	—	—	45	45
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	200	191	200	191	—	—	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	23	23	23	23	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教 育、学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	237	186	237	186	—	—	—	—	0	0
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国 ・ 地 方 公 共 団 体 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	159	161	159	161	—	—	—	—	20	33
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	2,881	2,578	2,881	2,578	—	—	—	—	66	79
1 年 以 下	1,777	1,550	1,777	1,550	—	—	—	—		
1 年 超 3 年 以 下	501	494	501	494	—	—	—	—		
3 年 超 5 年 以 下	265	219	265	219	—	—	—	—		
5 年 超 7 年 以 下	132	81	132	81	—	—	—	—		
7 年 超 10 年 以 下	45	27	45	27	—	—	—	—		
10 年 超	37	42	37	42	—	—	—	—		
期間の定めのないもの	120	162	120	162	—	—	—	—		
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—		
残 存 期 間 別 合 計	2,881	2,578	2,881	2,578	—	—	—	—		

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」区分は省略しております。
2. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
4. 「延滞等」とは次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分・期間区分などに分類することが、困難なエクスポージャーです。
6. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
7. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

自己資本の充実の状況

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 (単位：千円)

		期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額		期 末 残 高
				目的使用	そ の 他	
一 般 貸 倒 引 当 金	令和5年度	12,676	42,686	—	12,676	42,686
	令和6年度	42,686	38,349	—	42,686	38,349
個 別 貸 倒 引 当 金	令和5年度	31,337	161,555	—	31,337	161,555
	令和6年度	161,555	145,659	99	161,455	145,659
合 計	令和5年度	44,014	204,241	—	44,014	204,241
	令和6年度	204,241	184,009	99	204,141	184,009

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等 (単位：百万円)

業 種 別	個 別 貸 倒 引 当 金										貸 出 金 償 却	
	期 首 残 高		当 期 増 加 額		当 期 減 少 額				期 末 残 高			
					目 的 使 用		そ の 他					
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農 業 、 林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸 売 業 、 小 売 業	26	138	138	123	—	0	26	138	138	123	—	—
金 融 業 、 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教 育 、 学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	4	22	22	22	—	—	4	22	22	22	—	—
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国 ・ 地 方 公 共 団 体 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	31	161	161	145	—	0	31	161	161	145	—	—

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分野の大分類に準じて記載しております。

自己資本の充実の状況

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ ウェイト の加重平均値 (%)
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
		2 0 2 4年度					
現金		—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け		—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け		—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け		—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け		—	—	—	—	—	—
地方三公社向け		—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		990	—	990	—	990	100%
	第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け		—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）		1,865	304	1,202	21	1,089	89%
	特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け		146	87	146	6	145	96%
	トランザクター向け	—	15	—	—	—	—
不動産関連向け		2	—	2	—	1	75%
	自己居住用不動産等向け	2	—	2	—	1	75%
	賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—
	事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
	その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
	A D C 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等		—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く）		53	—	53	—	79	148%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		—	—	—	—	—	—
取立未済手形		0	—	0	—	0	100%
信用保証協会等による保証付		365	—	365	—	17	5%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—	—	—	—
株式等		708	—	708	—	708	100%
合 計						3,032	

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。
2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計で除して算出した額のことです。

自己資本の充実の状況

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びに リスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		資産の額及び与信相当額の合計額（ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用後）															
		0 %	10 %	15 %	20 %	25 %	30 %	31.2 %	35 %	37.5 %	40 %	43.75 %	45 %	50 %	56.25 %	60 %	62.5 %
		2024年度															
現金		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		—	—	—	990	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形		—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付		191	173	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計		191	173	—	990	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—

自己資本の充実の状況

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びに リスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用後）																
	70 %	75 %	80 %	85 %	90 %	93.75 %	100 %	105 %	110 %	112.5 %	130 %	150 %	250 %	400 %	その他	合計	
	2 0 2 4年度																
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	990	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	—	—	—	892	—	—	330	—	—	—	—	—	—	—	—	1,223	
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	26	—	—	—	—	125	—	—	—	—	—	—	—	—	152	
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
不動産関連向け	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	
自己居住用不動産等向け	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	52	—	—	—	53	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	365	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,770	—	—	1,770	
合計	—	29	—	892	—	—	456	—	—	—	—	52	1,770	—	—	4,558	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

自己資本の充実の状況

へ、 リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0 %	—	—
1 0 %	—	16
2 0 %	—	792
3 5 %	—	—
5 0 %	—	—
7 5 %	—	32
1 0 0 %	—	2, 292
1 5 0 %	—	66
2 5 0 %	—	116
1 2 5 0 %	—	—
そ の 他	—	—
合 計	—	3, 317

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限りです。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

令和6年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	1, 356	—	—	1, 356
40%～70%	1	15	10	1
75%	22	72	10	29
80%	—	—	—	—
85%	1, 505	304	10	892
90%～100%	485	—	—	456
105%～130%	—	—	—	—
150%	52	—	—	52
250%	1, 770	—	—	1, 770
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	5, 194	391	10	4, 558

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
2. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

信用リスク削減手法に関する事項

当組合における信用リスク削減手法は「貸出金と当組合預金の相殺」のみであり省略しております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません

証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません

自己資本の充実の状況

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等 (単位：百万円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	550	550	572	572
非 上 場 株 式 等	76	76	76	76
合 計	626	626	648	648

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 (単位：千円)

	令和5年度	令和6年度
売 却 益	25,257	28,384
売 却 損	18,324	7,994
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位：千円)

	令和5年度	令和6年度
評 価 損 益	△124,868	△159,217

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当ありません

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		Δ EVE		Δ N I I	
		令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度
1	上 方 パ ラ レ ル シ フ ト	51	43	9	1
2	下 方 パ ラ レ ル シ フ ト	0	0	0	1
3	ス テ ィ ー プ 化	17	24		
4	フ ラ ッ ト 化	0	0		
5	短 期 金 利 上 昇	18	10		
6	短 期 金 利 低 下	0	0		
7	最 大 値	51	43	9	1
		当期末		前期末	
8	自 己 資 本 の 額	475		471	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

その他の業務

■ 手数料一覧

令和7年6月30日現在

種 類		手 数 料 (消費税込)	
		窓 口	A T M
振込手数料	同 一 店	3 万円未満	220円
		3 万円以上	220円
	本 支 店	3 万円未満	330円
		3 万円以上	550円
	他 行 宛	3 万円未満	660円
		3 万円以上	880円
代金取立（他行宛）		1,320円	
振込送金・取立手形組戻料		当初取扱いの手数料と同じ	
不渡手形返却料		1,320円	
取立手形店頭呈示料		1,100円	
小切手帳 1 冊		2,200円	
約束手形 1 枚		55円	
自己宛小切手 1 枚		550円	
残高証明書 1 通		880円	
融資残高証明書 1 通		880円	
取引履歴明細書 1 枚		660円	
その他書類作成手数料（コピー代含む） 1 枚		55円	
個人情報開示手数料 1 回		1,100円	
再発行手数料	キャッシュカード	1,100円	
	通帳・証書	1,100円	
両替手数料	1～50枚	無 料	
	51～500枚	660円	
	501～1,000枚	880円	
	1,001枚以上	500枚ごとに660円加算	
貸金庫		月間	2,200円
貸金庫・鍵紛失		実費	
夜間金庫		月間	2,200円
当座預金口座新規開設		11,000円	
株式払込金取扱手数料	払込総額 5 千万円未満	3／1,000×1.10	
	払込総額 5 千万円以上	2／1,000×1.10	

■ A T M利用手数料

令和7年6月30日現在

区 分	店 舗 名	ご利用時間帯	当組合カード	他金融機関カード
平 日	本 店	9：00～17：00	無 料	110円
	北部支店	9：00～15：00	無 料	110円
土 曜 日	上記以外はご利用いただけません			
日曜日・祝日				
年末・年始				

■ 内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

区 分		令和5年度末		令和6年度末	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込	他の金融機関向け	8,163	34,193	8,198	38,467
	他の金融機関から	15,165	41,236	15,475	46,019
代金取立	他の金融機関向け	—	—	—	—
	他の金融機関から	—	—	—	—

その他の業務

■ 公共債引受額

該当ありません

■ 公共債窓販実績

該当ありません

■ 先物取引の時価情報

該当ありません

■ オフバランス取引の状況

該当ありません

■ 外国為替取扱実績

該当ありません

■ 外貨建資産残高

該当ありません

■ 当組合の子会社

該当ありません

■ 信用組合の代理業者

該当ありません

役員等の報酬体系について

■ 報酬体系について

1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員(非常勤を含む)の報酬体系を開示しております。

対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与については、総代会において、理事全員及び監事全員の各支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額については役位や在任年数等を各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。

また、各監事の基本報酬額及び賞与額については、監事会の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金については、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

(2) 対象役員に対する報酬

(単位：千円)

区 分	当期中の報酬支払額	総代会で定められた報酬限度額
理 事	13,806	40,000
監 事	1,800	5,000
合 計	15,606	45,000

(注) 1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

2. 支払人数は、理事6名、監事2名です。(退任役員を含む)

3. 使用人兼務理事2名の使用人分の報酬(賞与を含む)は、1,030千円です。

4. 上記以外に支払った役員賞与金は、理事530千円です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系のような自社の利益を上げることや株価を上げることによって動機づけられた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

苦情処理措置及び紛争解決措置について

■ 苦情処理措置

当組合との取引に関する照会・相談・苦情のお問い合わせは、お取引のある営業店にお申し出ください。

中央信用組合 本店営業部 電話番号 06-6469-7370
北 部 支 店 電話番号 072-636-2081

受 付 日：月曜日～金曜日（祝日及び当組合の休業日を除く）
受付時間：午前9時～午後4時

苦情等のお申し出は当組合の他、地域しんくみ苦情等相談所、しんくみ相談所を始めとする他の機関でも受付けています。
（詳しくは、当組合「本店営業部」へご相談ください。）
相談所は公平・中立的な立場で、お申し出のおお客様の了解を得たうえ、当該信用組合に対し迅速な解決を要請します。

名 称	大阪地区しんくみ苦情等相談所 （一般社団法人 大阪府信用組合協会）	しんくみ相談所 （一般社団法人 全国信用組合中央協会）
住 所	〒540-0026 大阪市中央区内本町2-3-9	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
電 話 番 号	06-6941-1441	03-3567-2456
受 付 日	月～金（祝日及び金融機関休業日を除く）	月～金（祝日及び金融機関休業日を除く）
時 間	9：00～17：00	9：00～17：00

■ 紛争解決措置

公益社団法人民間総合調停センター及び東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が運営設置する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合「本店営業部」又は、しんくみ相談所へお申し出ください。又、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

なお、仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申し立てについて、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域手続きを進める方法もあります。

- ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管できます。
- ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により共同して解決に当たります。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

（仲裁センター等）

名 称	公益社団法人 民間総合調停センター	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲 裁 セ ン タ ー	第二東京弁護士会 仲 裁 セ ン タ ー
住 所	〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電 話 番 号	06-6364-7644	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受 付 日	月～金 （祝日、年末年始を除く）	月～金 （祝日、年末年始を除く）	月～金 （祝日、年末年始を除く）	月～金 （祝日、年末年始を除く）
時 間	9：00～12：00 13：00～17：00	9：00～12：00 13：00～15：00	10：00～12：00 13：00～16：00	9：30～12：00 13：00～17：00

■ ごあいさつ	1	46. 預貸率(期末・期中平均)*	11
【概況・組織】		47. 消費者ローン・住宅ローン残高	14
1. 事業方針	1	48. 代理貸付残高の内訳	14
2. 事業の組織*	1	49. 職員1人当り貸出金残高	11
3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)*	1	50. 1店舗当り貸出金残高	11
4. 会計監査人の氏名又は名称*	該当なし	【有価証券に関する指標】	
5. 店舗一覧表(事務所の名称・所在地)*	4	51. 商品有価証券の種類別平均残高*	12
6. 自動機器設置状況	4	52. 有価証券の種類別平均残高*	12
7. 地区一覧	4	53. 有価証券の種類別残存期間別残高*	13
8. 組合員数の推移	1	54. 預証率(期末・期中平均)*	11
9. 子会社の状況	29	55. 有価証券の時価等情報*	12
【主要事業内容】		【経営管理体制に関する事項】	
10. 主要な事業の内容*	4	56. 法令等遵守の体制*	3
11. 信用組合の代理業者*	29	57. リスク管理体制*	2
【業務に関する事項】		【財産の状況】	
12. 事業の概況*	1	58. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分(損失金処理)計算書*	6～9
13. 経常収益*	10	59. リスク管理債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況*	15
14. 業務純益*	10	(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
15. 経常利益(損失)*	10	(2)危険債権	
16. 当期純利益(損失)*	10	(3)要管理債権	
17. 出資総額、出資総口数*	10	(三月以上延滞債権)	
18. 純資産額*	10	(貸出条件緩和債権)	
19. 総資産額*	10	(4)正常債権	
20. 預金積金残高*	10	60. 自己資本の充実の状況*	16～17
21. 貸出金残高*	10	61. 自己資本の構成に関する開示事項	18
22. 有価証券残高*	10	62. 自己資本の充実度に関する事項	19～20
23. 単体自己資本比率*	10	63. 信用リスクに関する事項等	21～26
24. 出資配当金*	10	64. 有価証券、金銭の信託等の評価*	12
25. 職員数*	10	65. 外貨建資産残高	29
【主要業務に関する指標】		66. オフバランス取引の状況	29
26. 業務粗利益及び業務粗利益率*	10	67. 先物取引の時価情報	29
27. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他の業務収支*	10	68. オプション取引の時価情報	該当なし
28. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘*	10	69. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額)*	14
29. 受取利息、支払利息の増減*	11	70. 貸出金償却額*	14
30. 役務取引の状況	11	71. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性**	9
31. その他業務収益の内訳	11	72. 会計監査人による監査*	9
32. 経費の内訳	11	【その他の業務】	
33. 総資産経常利益率*	10	73. 内国為替取扱実績	28
34. 総資産当期純利益率*	10	74. 外国為替取扱実績	29
【預金に関する指標】		75. 公共債窓販実績	29
35. 預金種目別平均残高*	11	76. 公共債引受額	29
36. 預金者別預金残高	11	77. 手数料一覧	28
37. 財形貯蓄残高	11	【その他】	
38. 職員1人当り預金残高	11	78. 当組合のあゆみ(沿革)	1
39. 1店舗当り預金残高	11	79. 継続企業の前提の重要な疑義*	該当なし
40. 定期預金種類別残高*	11	80. 総代会について**	5
【貸出金等に関する指標】		81. 報酬体系について**	29
41. 貸出金種類別平均残高*	14	82. 反社会的勢力に対する基本方針	2
42. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額*	14	83. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況*	3
43. 貸出金利区分別残高*	14	84. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応**	3
44. 貸出金使途別残高*	14	85. 地域貢献(信用組合の社会的責任(CSR)に関する事項等)**	3
45. 貸出金業種別残高・構成比*	13	86. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容*	30
		87. マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策	2

中央信用組合

〒553-0005 大阪市福島区野田1丁目1番86号(大阪市中央卸売市場本場内)

TEL : 06-6469-7370 FAX : 06-6469-7371

<https://www.chuou.shinkumi.jp/>